

インド愛知デスク ニュース

◆◇インド法務事情◇◆

～インドの新しい消費者保護法の

ポイントとその影響：製造物責任編～

2020年12月

インドで2020年7月に施行された2019年消費者保護法（以下「新法」といいます。）は、インドの法律として初めて「製造物責任（Product Liability）」を定義した上で、6条からなる独立の章を設けて取り扱っています。

2020年8月に在インド日本大使館が発表した「インド進出日系企業リスト（2019年10月時点）」によると、インドに進出している日系企業数1,454社の約半分（49.0%）が製造業とされていますので、インドで事業を行う多くの日系企業に関わり得る制度といえます。

ただし、インドの製造物責任は、製造物だけでなく製造物に関連するサービスも含まれていますので、実際にはより多くの日系企業に影響があります。

そこで、本稿では、新法下での製造物責任の規定についてご紹介します。

第1． 製造物責任の定義

まず、新法において、「製造物責任（product liability）」は、「製造物（product）又はサービス（service）の製造物製造者（product manufacturer）又は製造物販売者（product seller）が負う、製造若しくは販売された欠陥製造物（defective product）又はこれに関するサービスの欠陥（deficiency in services）によって消費者（consumer）に生じた危害（harm）を賠償する責任」と定義されています。

このように、製造物そのものではなく製造物に関連するサービスの欠陥についても製造物責任の一種として取り扱われているのが、インドの製造物責任の特徴といえます。

なお、この定義の中では触れられていませんが、他の規程によると、「製造物サービス提供者（product service provider）」も製造物責任の責任主体とされています。

上の定義で用いられている用語のうち、重要なものを以下に紹介します。

まず、製造物の「欠陥（defect）」とは、「物品又は製造物に関して、その時々で有効な法律若しくは契約（明示・黙示を問わない）に基づき維持が求められ又は取引者が（その方法を問わず）主張する、品質、数量、効能、純度又は基準における不良、不完全又は不十分」をいいます。

次に、サービスの「欠陥（deficiency）」とは、「サービスに関する、その時々で有効な法律に基づき維持

が求められ又は契約その他に基づき約束した履行の品質、性質又は態様における不良、不完全、不十分又は不備をいい、①消費者に損失・損傷（身体、精神又は財産に対する危害）を与える過失、不作為又は作為、及び、②消費者に対する関連情報の意図的な不提供を含む」と定義されています。「サービス」自体もかなり広く定義されています。

また、「危害 (harm)」には、製造物そのものを除く財産に対する損害、傷害・病気・死亡や、これらに基づく精神的苦痛が含まれ、家族の喪失に関する経済的・精神的な損害もここに含まれます。

第2. 責任主体ごとの責任の内容

製造物責任の責任主体は、製造物製造者、製造物販売者、製造物サービス提供者の3種類に分けられます。それぞれの定義や責任の内容は以下の通りです。

1. 製造物製造者

(1) 定義

「製造物製造者」には、製造物・部品の製作、組立て、設計、生産、組上げ、建設、再製造などの形で製造工程に携わる者だけでなく、製造物に自己の標章を付した者（表示製造者）も含まれ、さらに、販売・流通・リース・据付・準備・梱包・ラベル・市場への展開・修理・保守その他の形で製造物を商業目的に置くことに関与する者が広く含まれています。製造者でありかつ販売者でもあるという場合もあります。

(2) 責任の対象

製造物製造者が製造物責任訴訟（以下「PL 訴訟」といいます。）において責任を負うのは以下の場合とされています。

- ① 製造上の欠陥
- ② 設計上の欠陥
- ③ 仕様からの逸脱
- ④ 明示の保証（express warranty）からの不一致
- ⑤ 危害を防ぐための正しい取扱方法の指示や不適切・不正な使用に対する警告の不備

なお、明示の保証に関しては、保証するに当たって過失がなく詐欺的でなかったとしても、免責はされない旨が明記されています。

(3) 免責事由

また、指示・警告の不備を理由とする PL 訴訟において、以下の場合には製造物製造者の製造物責任は免責されます。

- ① 製造物が雇用主によって職場で利用するために購入されたもので、製造物製造者が雇用主に対して警告・指示を行った場合
- ② 製造物が他の製造物の部品・材料として販売され、製造物製造者が買主に必要な警告・指示を与えたものの、かかる部品・材料が用いられた最終製造物の使用により危害が生じた場合
- ③ 法律上、専門家の監督下で取り扱われることが予定されている製造物で、製造物製造者がその旨の警告・指示を行うための合理的な手段を講じていた場合

- ④ 製造物の使用の際に、アルコールや医師の処方によらない処方薬の影響下にあった場合
以上に加えて、製造物製造者は、利用者・消費者にとって明確又は公知な危険性又は製造物の性質に鑑みて知っているはずの危険性に関して警告・指示を怠ったとしても、責任を負わないとされています。

2. 製造物販売者

(1) 定義

「製造物販売者」は、製造物の輸入・販売・流通・リース・据付・準備・梱包・ラベル・市場への展開・修理・保守その他の形で製造物を商業目的に置くことに関与する者をいい、製造者でありかつ販売者である者も、サービス提供者も含まれます。ただし、住宅等の建設に従事しない不動産販売者や、専門的サービスを主として販売も行う場合、製造物の欠陥を発見する機会なくリースする者など、一定の例外も設けられています。

(2) 責任の対象

製造物販売者（ただし製造物製造者ではない者）が PL 訴訟において責任を負うのは以下の場合とされています。

- ① 危害を生んだ製造物の設計・試験・製造・梱包・ラベリングを実質的に支配した場合
- ② 製造物を変更・改造し、これが危害発生の実質的な原因となった場合
- ③ 製造物製造者の明示の保証と独立して行った明示の保証に製造物が一致しないことで危害が生じた場合
- ④ 製造物製造者の身元が不明か、身元は判明しているものの通知・訴状・令状の送達ができず、又はインドの法律が適用できず若しくは命令が執行できない場合
- ⑤ 製造物の組立て・検査・保守において合理的な注意を怠り、販売の際に、製造物の危険性や適切な取扱いに関する製造物製造者の警告・指示の伝達を怠り、これらの懈怠が危害の直接の原因であった場合

(3) 免責事由

危害発生時に製造物が誤用、変更又は改造されていた場合、製造物販売者に対する PL 訴訟は提起できないとされています。

3. 製造物サービス提供者

(1) 定義

「製造物サービス提供者」は、製造物に関する何らかのサービスを提供する者をいいます。

(2) 責任の対象

製造物サービス提供者が PL 訴訟において責任を負うのは以下の場合とされています。

- ① 法律・契約その他に基づいて提供が求められる履行の品質、性質又は態様における不良、不完全、欠陥又は不備
- ② 不作為・作為・過失・故意による情報の不提供による危害の発生

- ③ 危害防止のための正しい取扱方法や警告の不備
- ④ 明示の保証や契約条件への不適合

(3) 免責事由

製造物サービス提供者については免責事由は定められていません。

第3. PL 訴訟の手続

PL 訴訟の手続は、新法で定められている他の消費者紛争と共通しており、消費者等の原告適格のある者から消費者紛争救済委員会に対する申立てによって始まります。

原告適格は、消費者自身（利害が共通する場合には複数の消費者による申立ても可能です。消費者の定義は、前回レポートでご案内したとおりです。）の他に、消費者団体や中央消費者保護庁（CCPA）、中央政府・州政府等にも認められています。

第4. 実務への影響

新法の細かい解釈や実際の運用については、まだ今後の実務の動向を見守る必要がありますが、現時点で想定される新法の影響は、以下の通りです。

まず、1986年消費者保護法（以下「旧法」といいます。）でも製造物に関する消費者紛争自体は可能で、実際に多くの案件が申し立てられていましたが、今回の新法で、「製造物責任」の概念が正面から定められ、そのための手続が明確になったことで、消費者側の問題意識が高まることが予想されます。また、前回レポートの「総論編」でも触れましたが、旧法と比べて、製造物責任の案件を取り扱う救済委員会による紛争解決手続は、消費者側に利用しやすいものになりました。このため、今後、製造物責任に関する紛争の件数が増加することが予想されます。

製造物責任の責任主体に該当する場合、もちろん欠陥を無くすことが最も大切ですので、これまでも実施されてきた品質管理の徹底や品質改善の努力を続けることが重要です。これに加え、新法の影響でインドにおける製造物責任に関する意識が今後高まることを見据えて、この機会に、商品の取扱説明や注記などの表示方法や、品質保証や免責条項などの契約条項を見直すことも考えられます。ただし、契約条項については、新法の下、不公正な契約（unfair contract）に関しても申立てが可能とされていますので、契約が一方的な内容となり過ぎないようにバランスを取ることも必要ですので、ご注意ください。

また、旧法下での経験を踏まえると、消費者紛争は、各地で同時多発的に起こることがあります。一件一件は少額であっても、これらに対応するコストが高くなる可能性がありますので、問題に直面しやすい商品を取り扱われている場合には、複数の紛争を効率的に対応する体制の構築についても検討されておくと良いと考えます。

(注：本稿は、インド現地法律事務所 KNM & Partners の協力を得て作成しております。)

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク 最新情報

■発行元

2020 年度インド愛知デスク運營業務受託者： 松田綜合法律事務所（担当：弁護士 久保達弘）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6 番1 号 朝日生命大手町ビル7階

TEL: 03-3272-0101（代表） FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com